

## みっきい夏まつり2026 出店者募集要項

- 1 日 時 令和8年8月29日（土） 午後4時～午後9時（閉店）
- 2 場 所 兵庫県立三木総合防災公園 中央芝生広場（志染町三津田 1708）
- 3 主 催 みっきい夏まつり実行委員会
- 4 事務局 三木市 市民生活部 市民協働課
- 5 出店条件 ①実行委員会が適当と認めた三木市内の団体  
②本年4月1日時点で、北播磨地域の商工会議所・商工会に所属し、  
実行委員会が適当と認めた兵庫県内の団体（拠点・店舗も北播磨地  
域に限る。）  
※①を優先します。飲食の出店は、応募時に営業許可（露店）を取得  
している団体のみ（臨時出店許可は不可）  
※②の北播磨地域の商工会議所・商工会への所属確認は、個人情報等  
に留意し、事務局より行います。  
※前回出店を辞退された団体、実態は同一店舗にもかかわらず、  
名義や店舗名を変えて複数の出店の申込をされた団体及び過去に実  
行委員会の指示等に従わなかった団体は受付できません。
- 6 出店区画 約40区画（1団体1区画のみとします。）

### 7 出店に係る費用

- (1) 出店料 市内団体：1ブース 25,000円（3.6m×3.6mのテント付、三方幕込）  
市外団体：1ブース 30,000円（ ” ” ）  
出店に係る費用については、夏まつりが中止になった場合も返金はありません。

### (2) 物品使用料

物 品 名	1個単価（事前）	1個単価（当日）
長机（1800mm×600mm、ビニールクロス付）	1,000円	1,500円
パイプ椅子	200円	300円
電源（2口設定・上限1500W）	5,000円	

- ① 長机・パイプ椅子・電源は上記使用料によりご用意できます。希望者は出店申  
込書に記入してください。〔電源は1ブース2個まで〕
- ② 上記以外のもの（プロパンガスなど）は、各自ご準備ください。  
※ 物品の当日追加申込については、ご用意できる物品の数量に限りがあります  
のでご了承ください。（物品がなくなり次第、受付を締め切ります。）

### 8 販売上の禁止事項

- (1) 法規により禁止されている物品や周辺に危険・迷惑を及ぼす物品の販売
- (2) 20歳未満の方への酒類の販売
- (3) その他実行委員会が不適当と認定した物品の販売

### 9 会場内での禁止・注意事項

- (1) 危険物の持込みや使用は禁止します。
- (2) 発電機を持ち込みは禁止します。
- (3) 火気（プロパンガスなど）を使用する場合は、必ず消火器をご用意ください。ま  
た、火元（コンロ）とガスボンベを2m以上離し、転倒防止対策を講じてください。
- (4) 会場等に損害を与えた場合は、出店者の負担で現状復旧していただきます。
- (5) 盗難や販売上のトラブルは、出店者の責任で処理願います。
- (6) 排水等の処理や運営方法は、実行委員会の指示に従ってください。

(7) 残飯・容器等、店舗から出るごみは、必ず各自で持ち帰りください。

## 10 飲食の出店

(1) 食品衛生法に基づく営業許可(露店)を応募時に取得していること。営業許可について兵庫県の管轄する保健所から交付された露店営業の許可証であること(他府県、及び神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、明石市の許可証は不可)。

詳細については、加東健康福祉事務所(保健所)食品薬務衛生課にお問い合わせください。(TEL 0795-42-9371)

(2) 生鮮食品は取り扱えません。

(3) 酒類の販売について、届出が必要なものは、各自で必ず手続きを行ってください。特に、未開封のまま酒類を販売する場合、「期限付酒類小売業免許」等が必要となります。詳細については、三木税務署 酒税担当にお問い合わせください。

(TEL 0794-82-0501)

(4) 飲料用水道は、実行委員会が指示する場所(公園内)から給水してください。

## 11 出店場所

(1) 出店場所は、実行委員会で決定します。

(2) 搬入は8月29日(土)の午後1時~午後3時までに完了してください。

販売開始は午後4時、閉店は午後9時、搬出は午後9時30分~10時30分までに完了してください。※時間厳守のこと

(3) 搬入・搬出車両は、1台分のみ駐車場を確保します。

## 12 出店申込み方法

(1) 4月1日(水)~5月29日(金)17時(必着)までに、「出店申込書」「飲食用添付書類<sup>※1</sup>」「誓約書」に記入のうえ、郵送またはFAXにてお申込みください。FAXの場合は必ず事務局まで電話で受信の確認をしてください。

(<sup>※1</sup> 飲食販売の場合のみ)

(2) 兵庫県・三木市による「暴力団排除条例」の規定により、警察への照会をいたします。「誓約書」に代表者の身分証明書を貼付し(顔写真のない身分証明書を提出される場合は下枠に顔写真を貼付し)提出してください。

(3) 応募者多数の場合は、まず市内団体を優先して決定し、残りの枠について市外団体から抽選で決定します。

(4) 応募いただいた方(団体)の氏名(団体名等)、その他の個人情報、当まつり実施に必要な目的以外には使用いたしません。

## 13 出店説明会

(1) 6月下旬~7月初旬に出店者対象の説明会を開催します。

(2) 説明会後のキャンセルについては、出店料をいただく場合があります。

※ 以上のことを、守ることのできない団体は出店の取消をさせていただきます。

※ ごみの持ち帰り、時間厳守、他団体への迷惑行為禁止等のルール及び実行委員会の指示等が守られない団体は、まつり当日であっても、営業を停止します。

※ 実行委員会は消費税インボイス制度の登録を受けていません。

### 【申込み・問い合わせ先】

みつきい夏まつり実行委員会 事務局 (三木市役所 市民生活部 市民協働課)  
〒673-0492 三木市上の丸町10番30号  
電話: 0794-82-2000 FAX: 0794-82-9792  
E-mail: kyodo@city.miki.lg.jp



**☆飲食販売される出店者は必ず提出してください。**

※食品衛生法に基づく営業許可（露店）がない場合は出店できません。

営業許可証の写し（コピー）を必ず提出してください。

【付近の見取り図及びテント内配置図(テントは3.6×3.6m、三方幕付き)】

--

【取り扱い食品】

提供食品名	食数 (予定)	使用する原材料	保存方法	調理場所及び調理 工程(酒販売の場合 は販売方法を記入)

※開封せずに酒類販売される出店者は、「期限付酒類小売業免許届出書」が必要です。必要な手続き等については、三木税務署へご確認をお願いします。

みっきい夏まつり実行委員会 御中

# 誓 約 書

「みっきい夏まつり2026」の出店について、「みっきい夏まつり2026出店者募集要項」を熟読のうえ、その内容を確認しました。

下記了承のうえ、出店を申し込みます。また、出店を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 「みっきい夏まつり2026出店者募集要項」の記載事項を遵守するとともに、協議事項においても実行委員会判断に従います。その際には、実行委員会に対していかなる損害賠償も求めません。
- 業務の遂行に関して、関係法令を遵守いたします。
- 会場内においては、事業の安全運営を第一に、実行委員会より指示があった場合は、速やかに指示に従います。
- 実行委員会と十分な連携をとって事業を実施いたします。
- 自己または自団体の役員・関係者等が、次の各号のいずれにも該当しておりません。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この様式において「暴力団」という。)及び同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下この様式において「暴力団員」という。)
  - (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (3) 自己、自団体または第三者の不正な利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (4) 暴力団員または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 上記事項に違反した場合、直ちにブースを撤去するとともに、出店の不許可・取消しに伴う損害が生じても一切「みっきい夏まつり実行委員会」に対して要求いたしません。

団体名 .....  
 代表者名 .....  
 住 所 .....  
 電話番号 .....

代 表 者 身 分 証 明 書 写 し  
 (運転免許証など)  
 ※健康保険証など顔写真がない身分証にあつては下部に顔写真を貼付すること  
 ※健康保険証の写しを貼付する場合、被保険者等記号・番号等を黒塗りすること

【従事者】  
 氏 名 .....  
 氏 名 .....  
 氏 名 .....  
 氏 名 .....

写 真

※代表者、従事者全員の署名押印(5名以上の場合は別紙を添付願います)